

議員提出第2号議案

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

議員報酬の減額については、県内の憂慮すべき雇用・経済情勢や本県の厳しい財政状況に鑑み、平成14年7月から実施しその後数次にわたり減額期間の延長及び減額率の引き上げを行い今日に至っている。

減額期限である平成18年3月31日到来にあたり本県の経済情勢をみると、公共投資や住宅投資の減少に加え個人消費が弱めの動きを続け、雇用情勢もなお低迷している。また、県では財政健全化のための様々な収支改善努力がなされているが、平成18年度予算案においても基金の取り崩しによる厳しい状況である。

こうした状況を踏まえ、県議会としては県民と痛みを分かち合うと共に県財政改善の一助とするため、減額期間を平成19年3月31日まで1年間延長することとした。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改正前	改正後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成18年3月31日までの間	平成16年4月1日から 平成19年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	同左

3 施行期日

公布の日から施行する。